

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和 8 年 10 月 23 日

金 曜 日

第 5583 号

目 次

公 告

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	1
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	2

公 告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 23 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

(仮称) コメリ P R O 有沢店 富山市高田字大坪割 33 番 1 外

2 店舗を設置する者 株式会社コメリ

3 店舗において小売業を行う者 株式会社コメリ

4 新設の日 令和 9 年 6 月 15 日

5 店舗面積の合計 1,844㎡

6 店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物 1 南側、東側／45 台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物 1 東側／5 台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物 1 南側／36㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物 1 内南側、北側／10.332㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時及び午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後9時30分

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所／敷地南側2箇所、敷地東側1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

8 届出の日 令和8年10月14日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

10 縦覧期間 令和8年10月23日から令和9年2月24日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地

- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和8年10月23日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

富山下飯野複合施設 富山市下飯野23番地 ほか1筆

2 店舗を設置する者 NTT・TCリース株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘 東京都港区港南一丁目2番70号

(変更後) NTT・TCリース株式会社 代表取締役 近藤 禎一郎 東京都港区港南一丁目2番70号

4 変更の日 令和8年4月1日

5 変更の理由 代表者氏名変更のため

6 届出の日 令和8年10月15日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課

8 縦覧期間 令和8年10月23日から令和9年2月24日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

